

○総務省告示第二十一号

電波法の一部を改正する法律（令和元年法律第六号）の施行に伴い、平成二十七年総務省告示第四百三十八号（電波法施行規則第六条の二の三の規定に基づき同条に規定する総務大臣が別に告示する条件を定める件）の一部を次のように改正する。

令和元年五月十七日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>一 施行規則第六条第四項第四号(1)に掲げる周波数の電波を使用する無線局にあつては、次に掲げる通信の用に供するもの</p> <p>〔1・2 略〕</p> <p>3 二・四GHz帯親局〔法第百三条の六〕第一項に規定する外国の無線設備と同一の筐体に収められた無線設備を使用するものに限る。〕と一・四GHz帯子局との間の通信</p> <p>〔4 略〕</p> <p>〔二・三 略〕</p>	<p>一 〔同上〕</p> <p>〔1・2 同上〕</p> <p>3 二・四GHz帯親局〔法第百三条の五〕第一項に規定する外国の無線設備と同一の筐体に収められた無線設備を使用するものに限る。〕と一・四GHz帯子局との間の通信</p> <p>〔4 同上〕</p> <p>〔二・三 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	